

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年二月五日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一―四―三二

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
117	1 └ 116 （略）	1 └ 116 （略） （新設）	
	次に掲げる規則は、廃止する。		
	規則九―一三七		
	規則九―一五二		

(令和七年四月一日施行)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。